

# 「第3次さがみはら文化芸術振興プラン(案)」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

## 1 概要

平成30年度に策定された国の「文化芸術推進基本計画」において、今後の文化芸術政策の目指すべき姿や基本的な方向性が示されたことを踏まえ、更なる文化芸術の振興を図るとともに多様化する市民ニーズに対応するため、第3次さがみはら文化芸術振興プラン(以下「プラン」という。)を策定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、18人の方から62件のご意見をいただきましたので、お寄せいただいたご意見についての意見募集の概要、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

## 2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和元年12月15日(日)から令和2年1月21日(火)まで
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、文化振興課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館、相模原市民ギャラリー、アトラボはしもと、相模女子大学グリーンホール、杜のホールはしもと、もみじホール城山、相模原市民会館、相模原南市民ホール、小田急相模原駅文化交流プラザ、史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館、総合学習センター、市立博物館、広報さがみはら

## 3 結果

### (1) 意見の提出方法

意見数		18人(62)件
内 訳	直接持参	3人(5)件
	郵送	0人(0)件
	ファクス	1人(5)件
	電子メール	14人(52)件

### (2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

( 3 ) 件数と本市の考え方の区分

項 目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	全体に関すること	5		3	2	
	第1章 プランの策定に当たってに 関すること	3			3	
	第4章 具体的な取組に関すること	40	2	12	26	
-1	ア 基本目標 に関すること (市民の文化芸術活動の活性化)	(5)		(1)	(4)	
-2	イ 基本目標 に関すること (多彩な文化芸術を鑑賞する機会の創出)	(19)		(3)	(16)	
-3	ウ 基本目標 に関すること (次代の文化を担う人材の育成)	(11)	(1)	(5)	(5)	
-4	エ 基本目標 に関すること (市民が誇れる文化財の継承)	(2)		(2)		
-5	オ 基本目標 に関すること (文化芸術を生かしたまちづくりの推進)	(3)	(1)	(1)	(1)	
	第5章 重点項目に関すること	7		4	3	
	第6章 推進体制に関すること	1	1			
	その他	6			3	3
合 計		62	3	19	37	3

( ) は内数

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
全体に関すること			
1	目指す方向性は実現させたいが、全てを同時に行うことは予算や人員からして不可能なため、施策の実施に当たっては優先順位付けが必要である。	本プランの計画期間である今後8年間の中で特に推進する項目として、重点項目を設定したところです。引き続き、施策を精査しつつ取組を推進できるよう努めてまいります。	イ
2	全ての基本目標について、具体的な目標が示されていないように感じる。目標の達成には今後どう実行していくかが重要であることから、組織化を図り目標達成に向け実行して頂きたい。	本プランでは基本目標ごとに成果指標を設定し、今後8年間の数値目標を設定しております。事業の進捗状況につきましては、毎年進行管理を実施し、市文化振興審議会において評価を行うとともに、庁内に文化芸術の推進検討会議を設置し、目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。	イ
3	成果指標の数値については、説得力のある明確な目標提示が必要である。	成果指標の数値につきましては、概ね20年後の状況を見据えて、これまでの傾向や今後の事業の充実による影響、将来の人口推計等を基に目標値を算出しております。	ウ
4	相模原市美術館基本構想で掲げるさがみはらアートフィールドの実現に向けて、どの取組も今後展開してほしい。	さがみはらアートフィールドの実現に向けて、現行の取組を継承しつつ、地域文化教育の充実を図るなど、特に推進する項目を重点項目として設定し、更なる文化芸術の振興につなげてまいります。	イ
5	地域における文化芸術の振興も、多様性と包摂性のある持続可能な国際社会の構築を目指す方向と軌を一にして、具体的・実践的に取り組んでいく必要がある。また、シビックプライドの醸成が課題となっているが、大衆性・人気取りに偏ったシビックプライドとならないよう、精神性の高い文化芸術のあり方・振興方策も十分に検討する必要がある。	ご意見につきましては、大切な視点であると考えておりますので、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ

第1章 プランの策定に当たってに関すること			
6	文化芸術基本法に基づくプランだとしても、市の実状を踏まえた範囲・概念を定めるべきである。プラン案では芸能、演芸、芸術に偏り、学術文化や人権文化などの領域が対象となっていない。	文化芸術の範囲につきましては、文化芸術基本法を参酌しつつ、現行のさがみはら文化振興プラン改定版において対象範囲としている6分野を引き続き推進していくため、主なものを例示したものです。示したものの以外にも様々な文化活動が行われているものと認識しており、引き続き文化全般について、振興に努めてまいります。	ウ
7	文化芸術の範囲にある伝統芸能の欄に「詩吟」も明示すべきである。		ウ
8	文化芸術の範囲の中に「生活文化・国民娯楽」とあるが、国民娯楽の表現は良くないため「伝統文化」にすべきである。	文化芸術基本法において、茶道、華道、書道等は「生活文化」、囲碁や将棋等は「国民娯楽」と位置づけがされていることを踏まえ、本プランにおける文化芸術の範囲として記載しております。	ウ
第4章 具体的な取組に関すること			
ア 基本目標（市民の文化芸術活動の活性化）に関すること			
9	「文化芸術活動のよさの情報発信」を追記した方がよい。	ご意見につきましては、目指す方向性で文化芸術活動の情報や魅力を発信していくことを記載しております。	イ
10	多くの市民が様々な文化芸術に親しみ積極的な表現・創作活動に参画しており、活動を広く知ってもらうことは喜びや意欲付けになり活性化につながる。市民レベルの文化芸術分野に特化して、活動や人材などを紹介するなど、情報発信に積極的に取り組むべきと考える。	文化芸術に関する各団体の活動や催し等の情報を広く発信することは重要と考えております。そのため、重点項目として情報発信の強化を設定し記載しておりますが、大切な視点であると考えておりますので、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ
11	目指す方向性・に「文化芸術活動で人々にゆとりと潤いを」を追記した方がよい。	ご意見につきましては、基本理念において文化芸術活動や鑑賞など文化に触れることで心に安らぎや生活の充実をもたらすことなど、人々にもたらす影響を記載しております。	ウ
12	主な取組に「文化芸術活動による社会参加の支援」と「地域の活動団体の連携による活力ある地域づくり」を追記した方がよい。	ご意見につきましては、大切な視点であると考えておりますので、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ
13	市民対象の文芸コンクールを創設し、言語・文章による表現・創作活動の意欲付け、活性化を図るべきだと考える。	ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ

イ 基本目標（多彩な文化芸術を鑑賞する機会の創出）に関すること			
14	「文化芸術拠点の充実」は市立美術館等を早急に実現することである。財政的な課題により構想が薄まる中で美術館の建設について触れられていないが、前向きに検討されたい。	美術館の整備につきましては、市美術館基本構想において、収蔵美術品の活用やフォトギャラリー（写真美術館）機能の実現を図るため、調査・研究、収集・保存、展示など必要な機能を備えた芸術文化の総合拠点である「(仮称)美術館(相模原)」を相模原駅周辺の相模総合補給廠の一部返還地に整備を検討することとしており、本市の文化の振興には欠かせない施設と認識しております。	ウ
15	相模原市には文化の拠点としての美術館がない。72万人が在住する政令指定都市にとって美術館の設置は、文化的環境整備の上で最優先課題と考える。	しかしながら、現在の市の財政状況を鑑み、今後策定する(仮称)市行財政構造改革プランにおいて、行財政運営の構造を抜本的に見直し、持続可能な行財政基盤の構築に向けた取組を進める必要があることから、プランとの整合を図りながら慎重に検討を進めてまいります。	ウ
16	文化芸術の拠点として本市独自の特徴を持った写真美術館を併設した総合美術館の一日も早い実現を希望する。	なお、美術館が整備されるまでの間は、既存の公共施設等において収蔵美術品展を開催するなどソフト事業の充実を図り、市民が優れた文化芸術に触れる機会の創出に努めてまいります。	ウ
17	返還された相模総合補給廠跡地に写真美術館を作るべきだと考える。		ウ
18	市民の文化芸術の殿堂となる総合美術館の設置を推進されたい。		ウ
19	相模原市がシビックプライドを謳うのであれば、拠点として市民が誇れる美術館の早期建設が望まれる。		ウ
20	常設展示、常時鑑賞の場として、写真美術館・フォトシティギャラリーが求められており、整備方針を具体的に検討していく必要がある。		ウ
21	アトラボはしもとの再整備が主な取組の一つに掲げられているが、文化芸術活動の拠点として重要な取組であり、着実な推進を期待する。しかし、優れた文化芸術作品の鑑賞機会、市民文化の質的進展の場を創出するためには、美術館創設の方向性も堅持すべきだと考える。		ウ
22	文化的活動のコアになる美術館が市内にはない。学芸員の育成などには時間がかかるものと思われるため、一日も早い計画の実行を望みたい。		ウ

2 3	<p>市が収蔵品している美術品は適切な環境で所蔵されていると思うが、現在の展示可能な場所数では収蔵作品が定期的に展示されず、市民の文化的活動が促進されるとは思えない。そのため、総合美術館の早急な設立が望まれる。また、美術財団の設立による管理を確立し市の管理から独立しておくことが望ましいと考える。</p>	<p>収蔵美術品の保管につきましては、博物館の収蔵庫や民間の美術品専用収蔵庫を活用し、適切な管理に努めております。</p> <p>また、収蔵美術品の活用につきましては、より多くの市民の皆様へ鑑賞していただく機会を確保するため、近年、市民ギャラリーや民間施設において、収蔵美術品展を年4回程度に充実させ開催しております。</p>	ウ
2 4	<p>写真家の江成常夫氏への世界での評価は今まで以上に揺るぎないものになってくると考える。地元として、多くの寄贈作品を活かしていくことも市の責務ではないか。長く停滞している美術館基本構想についてもう一度、ロードマップを示していただきたい。</p>	<p>今後の更なる活用には美術館の整備は有効と考えますが、市の財政状況を鑑み、今後策定する（仮称）市行財政構造改革プランにおいて、行財政運営の構造を抜本的に見直し、持続可能な行財政基盤の構築に向けた取組を進める必要があることから、プランとの整合を図りながら慎重に検討を進めてまいります。</p> <p>なお、美術館が整備されるまでの間は、既存の公共施設等において収蔵美術品展を開催するなどソフト事業の充実を図り、市民が優れた文化芸術に触れる機会の創出に努めてまいります。</p>	ウ
2 5	<p>美術館の設立に向けた取組について触れられていない。5つの基本目標の実現や子どもたちが市の文化芸術に親しみ、アイデンティティを醸成していく為にも文化芸術資本の収集、調査研究、情報発信の拠点として美術館が必要である。</p>	<p>文化芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに文化芸術拠点の整備・充実等に取り組んでまいります。美術館の設立には時間を要することが想定されるため、既存の公共施設等において収蔵美術品展を開催するなどソフト事業の充実を図り、市民が優れた文化芸術に触れる機会の創出に努めてまいります。</p>	ウ

26	<p>アートラボはしもとの再整備は不要である。同施設の整備にかかる費用は、新美術館建設にまわす方が予算の無駄使いなどの批判を回避できる。新美術館内にワークショップができる部屋を設けることで、作品観賞と活動への参加との相乗効果も期待できる。</p>	<p>再整備後のアートラボはしもとにつきましても、さがみはらアートフィールドの理念に基づき、アートの教育普及の拠点としての役割が求められています。これまでに培った地域住民や地元商店街などとのネットワークや、美術系大学が近接し、美大生やアーティストが多く活動する地域特性を踏まえて再整備することにより、これまでの経験や実績が継承され、市民との連携や交流による新たなアートを学び、創造する場としての事業展開が可能になると考えております。今後の検討にあたっては、市民の皆様からの意見をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。</p>	ウ
27	<p>美術館の建設については、都心へのアクセスが良い土地柄であり美術作品を見たい人は都心の美術館に行くため、不要と考える。むしろ、医療や教育を優先すべきで、無くても生活に直結して影響しない美術館の整備は優先順位が低いものとする。優先すべきことは何かを考えていただきたい。</p>	<p>美術館につきましては、市民が優れた美術作品に触れ、心を癒し、生活に潤いをもたらすとともに、子どもたちが身近な場所で美術を学ぶことで感性を養い、創造性を高めることができるなどの効果があることから、文化創造の拠点として必要な施設と認識しておりますが、整備に関しましては市民の皆様からの意見をお聞きしながら、慎重に検討を進めてまいります。</p>	ウ
28	<p>文化芸術は鑑賞だけではないので、体験するという意味で「文化芸術に直接触れる機会の創出」とすべき。</p>	<p>ご意見につきましては、施策の内容「文化芸術活動を実践・体験する機会の充実」に含めて記載しております。</p>	イ
29	<p>文化芸術拠点の整備充実の主な取組について、「公民館等の施設及び設備の改修・維持管理」とあるが、図書館の活用が十分に触れられていない。図書館には、大和市のシリウスなどのように公民館以上に文化的機能を有する施設もあることから、「公民館・図書館等の施設及び設備の改修・維持管理」とすべき。</p>	<p>公民館につきましては、文化的な機能を有する主な施設として例示をしておりますが、示した施設以外にも図書館など様々な施設が同様の機能を有しているものと認識しておりますので、引き続き施設全般について改修や維持管理に努めてまいります。</p>	ウ

30	<p>現在の体制のままでは、広く長期的な視野での文化施策の実施は困難と考える。民間企業、大学等の教育機関、市民等と協力し、文化芸術を振興していくための「先進的・総合的な文化中心拠点の整備検討」を盛り込むべき。</p>	<p>本プランでは審議会や庁内横断的な検討組織の設置のほか、文化の担い手となる関係機関等に期待される役割を定めた推進体制を設け文化施策に取り組むこととしております。また、様々な主体との協働・連携による文化芸術の振興とコーディネート機能の充実と合わせて、拠点の整備についても検討してまいります。</p>	イ
31	<p>相模女子大学グリーンホールについては、伊勢丹の撤退によりアクセスが悪く、伊勢丹部分の再開発も含めて、これからの展望が見えてこない。伊勢丹部分の大掛かりな工事が始まると、工事音や安全面により、ホールとしての機能が果たせないのではないかと危惧するため、将来を見据えて、早急な対応を望む。</p>	<p>ご心配の工事音や安全面については、事業者と具体的な協議を行ってまいりまして、影響が最小限となるよう努めてまいります。相模女子大学グリーンホールや相模大野中央公園へつながる公共歩廊など、まちづくり全般に関しましては、地域の声をお聞きしながら事業者に対し申し入れを行うなど、相模大野のまちづくりにおける商業・文化の核としてふさわしい土地利用がなされるよう取り組んでまいります。</p>	イ
32	<p>市民文化活動への支援や地域の特色ある文化芸術事業への支援に係る具体策として、ホールの優先使用の検討等も積極的に行っていただきたい。</p>	<p>施設の利用承認申請手続きにつきましては、各施設の条例施行規則により最長で12月前までの予約が可能となっており、予定日が重複した際は抽選により利用者を決定させていただいております。例外として、市・指定管理者・市民文化財団の主催する事業につきましては期間外の予約が可能となっておりますが、市民の皆様が施設を公平にご利用いただく観点から、特定の文化事業について優先使用を認めることは困難と考えております。</p>	ウ



ウ 基本目標（次代の文化を担う人材の育成）に関すること			
33	<p>芸術に親しむ人を育てる為には幼い頃から始める方が良いため、現在実施しているフォトシティさがみはらこども写真教室などは継続すべき。同時に小学生のみならず、中高生や大学生なども巻き込んだ活動が求められる。具体的な活動については、学生から幅広く意見やアイデアを募ると良い。</p>	<p>本プランにおいては、「次代の文化を担う人材の育成」を基本目標とし、子ども写真教室など「地域文化教育の推進」を重点項目と位置づけたところです。</p> <p>また、写真に限らず若者の文化活動の支援についても取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	ウ
34	<p>施策の内容に「子どもが文化芸術に触れる機会の充実」とあるが、文化芸術に触れるだけでは人材の育成にはならない。そのため、説明文を「美育（美的教育）を通じて、子どもたちが創造力を身につけられる活動を行う」などとすべき。</p>	<p>子どもたちが文化芸術に触れる機会としましては、芸術鑑賞のほかワークショップなど自ら体験する機会の充実にも努めてまいります。ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	ウ
35	<p>高齢化社会の現在においては、中高年齢層も次代の文化を担う人材と言えるので、対象を「子どもを含む広い年齢層」などとすべき。</p>	<p>ご意見につきましては、施策の内容「文化の未来を担う人への支援」の主な取組として、「大人を対象とした事業の実施」を記載しており、本プランに含まれております。</p>	ウ
36	<p>大人を対象とした事業の実施については、「図書館等における絵本の読み聞かせ講座等の実施」と記載されているが、誰が対象なのか分かりにくい。「ワークショップ等の文化事業の講師養成」などとすべき。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり反映させていただきます。</p> <p>P32 大人を対象とした事業の実施 「ワークショップ等の文化芸術に関連する講師等の養成」</p>	ア
37	<p>文化芸術を振興するための仕組みづくりとして、美術系大学、市民団体、文化財等の連携はもとより、子どもたちに文化教育を推進するためには、学校を含む教育機関との連携や障害のある人となない人が共に参加するインクルーシブな仕組みづくりが必要と考える。</p>	<p>地域文化教育を推進するためには、学校などの教育機関との連携や、障害の有無に関係なく幅広い市民を対象とした事業展開が必要と考えておりますので、ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	ウ
38	<p>相模原市には桜美林大学、女子美術大学、近隣の多摩美術大学・昭和音楽大学等の文化芸術に関わる大学が多くある。そうした地域特性を活かして、大学生による小中学生向けの出前ワークショップなどがもっと企画されると嬉しい。</p>	<p>大学との連携につきましては、アートラボはしもとを中心に子ども向けのワークショップやアウトリーチ事業を展開しており、今後も文化芸術の更なる振興を図るため、庁内横断的な取組を推進するとともに、文化芸術に触れる機会の創出に取り組んでまいります。</p>	イ

39	相模総合補給廠の一部返還地の再開発により、美術館が完成するのは2027年と計画されているようだが、美術館の運営を担う学芸員の育成が必要であり育成には時間を要することから、早急な人材の採用、育成を期待する。また、市民ボランティアなどの人材の登用も視野に入れて検討してほしい。	美術館の整備につきましては、現在の市の財政状況を鑑み、市民の皆様の意見もお聞きしながら慎重に検討を進めてまいります。なお、専門的人材の育成につきましては、収蔵美術品展などソフト事業を展開する中で、ノウハウの蓄積等を進めてまいります。	イ
40	アートラボはしもとを活用し、学生の勉強学習（ラボラトリー＝実験室・研究室）に繋げることを期待する。また、総合美術館創設に向けた専門的職員の確保に努めることも急務と考える。	アートラボはしもとにつきましては、現在再整備の検討を進めておりますが、再整備後の施設においても美大生に活動の場を提供し、アートに関わる人材を育成するとともに、専門的職員を配置するなど改善充実を図ってまいります。	イ
41	美術館に代わる一つの機能として、文化芸術事業と教育機関や地域の各事業所、各団体との連携を図るコーディネーターの役割が重要と考えるが、市のどの部局に配置するのか。また、具体案を重点項目に加えるべきではないか。	ご意見のとおり、関係機関や団体との連携を図るコーディネート機能は重要と考えております。そのため、様々な主体を結ぶマッチングにより活性化を図るため、アートラボはしもとや市民文化財団等への専門職員の配置について検討してまいります。	イ
42	「作品鑑賞の機会を充実させる」とあるが、多くの美術館、展覧会等では単なる作品の展示に留まらず、鑑賞者に対し作品を鑑賞するための様々な仕掛けやワークショップ、対話的鑑賞法など工夫を凝らした催しを行っている。そうした取組には専門的な人材の配置や育成が必要ではないか。	身近な環境で優れた文化芸術を鑑賞する機会の確保を進めるとともに、音楽ホールや美術施設等において、専門的職員等の配置を進めてまいります。	イ
43	市が子どもたちにもいろいろな分野の文化芸術に力を入れていくことを考えているなかで、特に家庭だけでは難しいのが演劇鑑賞だと感じる。心を育てる演劇鑑賞は、継続的に実施する必要がある、心豊かで多様性のある社会、創造的で活力ある社会にするための具体的な計画を市民とともに立ててもらいたい。	ご意見につきましては、重点項目として地域文化教育の推進の主な取組として演劇教室などの舞台芸術の鑑賞機会の提供を設定したところですが、大切な視点であると考えておりますので、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ

エ 基本目標（市民が誇れる文化財の継承）に関すること			
4 4	文化財保護については、博物館・公文書館との連携で、市民の財産である文化財の適切最善の保護にこれからも努めていただきたい。	今後も引き続き、関係機関のほか、文化庁や神奈川県等とも連携を図りながら努めてまいります。	イ
4 5	文化財の継承は本当に急ぐべきである。市内にある名所旧跡のみならず、故人（尾崎弔堂等々）に関する情報も市民へ公表すべきと考える。相模原市に行けばこんな素敵な事があると言うアピールを積極的に行うべきで、そうした取組が相模原市をより発展させ、人も文化も経済も進化させるコツだと考える。市が音頭を取り、市民有志も入れた特別チームを立ち上げて取り組むことを提案する。	文化財の普及につきましては、指定・登録文化財のリーフレットの発行やSNSを活用した情報発信を行っておりますが、今後も積極的なPRに努めてまいります。また、文化財保護行政に係るボランティア活動を行う「文化財調査・普及員制度」を設け、行政と市民とのパートナーシップによる文化財の保存・活用や、「津久井城市民調査グループ」との市民協働による津久井城跡の調査を行い、市立博物館での調査結果の公開や、「相模原市文化財展」での展示・発表等を行っているところです。引き続き、官民一体となった保存・活用や調査研究を推進してまいります。	イ
オ 基本目標（文化芸術を生かしたまちづくりの推進）に関すること			
4 6	施策の内容について、「他分野との連携による文化芸術の価値や魅力の創出」とあるが、曖昧である。「観光や産業など、他の分野との連携による文化芸術の価値や魅力の創出」とすべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり反映させていただきます。 P24、P37 施策の内容 「観光や産業等の他分野との連携による文化芸術の価値や魅力の創出」	ア
4 7	市が団体や企業等の多様な主体をマッチングすることは大いに賛成である。加えて、各文化団体同士のマッチングなども進めるべき時代に来ていると考える。	文化芸術を生かしたまちづくりを推進するためには、文化芸術活動をされている様々な団体と連携を図る必要があることから、各団体を結びつける取組を推進してまいります。	イ
4 8	高齢化に伴う過疎化の進展により、空き家が増えるため、地域振興や市のPRを兼ねて、空き家を活用した文化芸術村づくりを提案する。	ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ

第5章 重点項目に関すること			
49	地域文化教育の推進に係る主な取組として、フォトシティさがみはら子ども写真教室があるが、授業の一環で実施している都合上、一過性な事業になってしまい、種をまいて放置してしまっているように思う。今後につながる受け皿作りが後継者の育成の一つになるように思う。	今年度から子ども写真教室へ参加した児童に、アマチュアの部作品展への応募をいただくこととして、写真への興味を深めてもらう取組を始めたところです。今後も長く写真文化に関わってもらえるような取組や事業展開を検討してまいります。	イ
50	情報発信の必要性が指摘されているが、一つ一つの事業について木目細かな告知が不可欠と考える。市民を含む大勢の愛好者に周知する為に、例えば全国紙の新聞や雑誌などのメディアの活用や海外や日本の各地から人が集まる催しへ参加するとともに、市民グループの活用(ポスター貼り、SNS、主要駅でのビラ配り)も検討に値する。	重点項目として情報発信の強化を設定したところですが、ご意見につきましては、大切な視点であると考えておりますので、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ
51	選ばれる都市に向けてもっと文化面の発信を多くすべきと考える。イベントガイドの発行も有効とは思いますが、鉄道駅での広告など、効率よく人を呼び込む案内も検討されたい。		
52	平成9年に整備され、老朽化しつつある市民ギャラリーについて触れられていない。アートラボの再整備とは別に、市民ギャラリーのあり方を検討し、再整備整備計画を立案すべき。	相模原市民ギャラリーにつきましては、市民が自らの創作活動の成果を発表する場であり、また、市民が芸術的価値の高い作品を鑑賞できる場として活用されておりますが、今後のあり方の検討につきましては、美術館の検討と合わせて進めてまいります。	ウ
53	活動拠点の再整備については、どの分野の芸術も自由に使える拠点となり、そこに集う人たちによる刺激がさらに高みを目指すようになれば良いと思う。参加する方たちからすると制作、発表が出来る場所は必須であり、公民館も芸術支援を出来るように充実させて、すみ分けを行った方がよい。	優れた芸術作品を鑑賞する機会の提供や文化活動の場を拡大するため、文化芸術拠点の整備・充実を進めてまいります。また、公民館等につきましても、利用者のニーズにあった機能の充実を図るとともに、これまで以上に使いやすい施設となるよう設備の改修や運用の改善に取り組んでまいります。	イ

5 4	<p>特色ある文化芸術事業の創造に係る主な施策として「江成常夫賞」を創設し、フォトシティさがみはらを広く発信することを検討されたい。</p>	<p>市総合写真祭「フォトシティさがみはら」等の写真文化事業につきましては、優れた写真文化の魅力の発信に取り組むとともに、新たな顕彰制度の創設についても検討してまいります。</p>	イ
5 5	<p>特色ある文化芸術事業の創造に関連して、市総合写真祭「フォトシティさがみはら」は創設以来20年に及び実績を積み重ねており、市内外から高く評価されている。そのため、本市の特色ある写真文化事業としてフォトシティさがみはらの一層の充実・進展に取り組む必要があると考える。また、集積された受賞作品を積極的に発表するとともに歴代受賞者のその後の活躍を適時照会するなど、本市との関わりやつながりを積極的に発信する必要があると考える。</p>	<p>市総合写真祭「フォトシティさがみはら」は、その実績が国内外から高く評価され、写真文化の向上に寄与し、本市の特色ある文化事業となっているものと認識しております。そのため、本プランでは重点項目に位置付け、更なる充実を図ってまいりたいと考えております。</p>	イ
<p>第6章 推進体制に関すること</p>			
5 6	<p>「民間事業者等には地域の文化振興を地域経済の活性化につなげるため、文化芸術事業への協賛・支援を行い、市民との共同連携により活動の活性化に寄与することが期待されます」とあるが、分かりにくい。「地域の文化振興により地域経済を活性化させるため、民間事業者等には市民との共同・連携、文化芸術事業への協賛・支援等の役割が期待されます」とすべき。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり反映させていただきます。</p> <p>P46 民間事業者等に期待される役割 「民間事業者等には、地域の文化振興により地域経済を活性化させるため、文化芸術事業への協賛・支援や、市民との協働・連携により文化芸術活動の活性化に寄与することが期待されます。」</p>	ア

その他			
57	意見を求めているながら配布は概要版のみとは、市民の声を本当に求めているとは思えない。区役所での閲覧ではなく、自宅でじっくり読む為にも希望者には全員配布すべき。	パブリックコメントを実施する計画等の本編は、多くのページ数になるものも多いことから、要点を分かりやすく伝えることを目的として作成した概要資料を配布することとしています。計画等の本編につきましては、閲覧用のほかに、市ホームページからダウンロードすることができます。	エ
58	意見を沢山出してもらいたいならショッピングモールなどの人が集まる施設にも置いたらどうか。子育て世代が利用するのは公共施設とは限りないため、より目のつく場所に配った方が効果的である。	ご意見のとおり、パブリックコメントは、より多くの方に知っていただき、ご意見をいただくことが重要と考えています。周知については、ホームページ、SNS、広報さがみはらに掲示しているほか、区役所、図書館、まちづくりセンターなど、市有施設56施設に配架を行っています。民間施設等への配置は、配架期間の確実な確保や資料の管理等の課題があることから実施しておりませんが、今後もより効果的な周知方法などについて、研究してまいりたいと考えております。	エ
59	年末年始の多忙な時機を挟んで、多数のパブコメが出されたが、子ども、教育などにかかわるものだけでも、意見提出の締切日が同日のものが数件ある。そのため対応が困難で、十分に資料を読み込み、考え検討することができず、不十分な意見しか書けない。市民の意見を本当に聞きたいのなら、パブコメ募集の出し方を検討いただきたい。	本年度は、概ね10年に一度の、市政全般の方向性を定める総合計画を策定する年度であり、これに合わせて、福祉、教育、環境など様々な分野の計画等を多数策定することから、パブリックコメントの実施件数が一時期に集中いたしました。一度に多数の計画等についてパブリックコメントを行うことは、市民の皆様に見ていただくうえでご負担になると認識しており、12月中に3回に分割して実施するほか、年末年始を考慮し実施期間を長目に設定するなど、可能な限り、ご提出いただく期間の確保に努めているところです。今後も、より市民の皆様が意見を提出しやすい方法を検討してまいります。	エ

60	<p>市文化振興審議会の委員は、特定の分野に偏っていて不都合だと考える。現在の委員では、演芸、芸術、芸能に偏った審議となりがちなため、表現の自由や差別・ヘイトスピーチなどの人権文化、教育文化、郷土史、障害者などの関係者が参加できるよう、今後検討し改組すべき。</p>	<p>審議会の委員につきましては、学識経験のある者、市内の公共的団体等から推薦された者、市内の文化、芸術に係る公益的活動を行う団体から推薦された者、市の住民等で構成されており、平成31年3月から4月にかけて委員の公募を実施しております。ご意見につきましては、</p>	ウ
61	<p>市文化振興審議会は、どんな構成委員でなされているのか。今後募集するのであれば、一般市民の中にも大きな見識で世の中を見ている方が多くいる。広く公募し活用すべきと考える。</p>	<p>委員の任期満了に伴い、再度委員を公募する際の参考とさせていただきます。</p>	ウ
62	<p>市民文化の創造のための施設等について、公民館や図書館などの社会教育機関としての役割、位置付けを明確に示すことが求められる。社会教育機関である施設は、市民が「自ら実際生活に即する文化的教養を高める」ための教育環境として設置されている。公民館はラーニング・センターであり、博物館や美術館などは「公民館の特別な形態」であることを明確に示すべきである。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	ウ